

第7回 第4次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会

開催日時 平成29年2月7日(火) 午前10時から12時

開催場所 KKRホテル大阪 2階「星華の間」

出席委員

泉元 喜則	忠岡町 健康福祉部 いきがい支援課長
岩田 俊二	社会福祉法人 弥栄福祉会 理事長
上田 一裕	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長
◎大谷 悟	大阪体育大学 健康福祉学部健康福祉学科 教授
奥脇 学	有限会社 奥進システム 代表取締役
小尾 隆一	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 理事兼事務局長
真田 政稔	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 事務局次長
辰巳 佳世	四條畷市 障がい福祉課長
中内 福成	障害者(児)を守る全大阪連絡協議会 代表幹事
長宗 政男	公益社団法人 大阪聴力障害者協会 事務局長
成澤 佐知子	社会福祉法人 四天王寺福祉事業団四天王寺悲田富田林苑 施設長
林 信子	公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会 副会長
福田 啓子	大阪自閉症協会 副会長
古田 朋也	障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議 議長

◎会長

○事務局

それでは、まだお見えになっておられない委員もいらっしゃいますが、定刻になりましたので、ただいまより「第7回第4次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会」を開催いたします。委員の皆さまにおかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして、西口障がい福祉室長からごあいさつを申し上げます。

○事務局

皆さんこんにちは。委員の皆さまには、本日は何かとご多忙の中、第7回障がい者計画評価・見直し検討部会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろは大阪府の障がい福祉行政の推進に、格別のご理解、ご協力を賜っておりますことをこの場をお借りいたしまして、厚くお礼を申し上げます。

まず、前回ご報告をさせていただきました手話言語条例案。これに関するパブリックコメントの結果について、ごくごく簡単にご報告をさせていただきたいと思います。昨年12月5日からことし1月6日までの間に15件のご意見が寄せられました。手話を義務教育化すべきなどの手話の習得等に係るご意見とか、あるいは障がい者理解の促進を図るべきといったPRのあり方などに係るご意見がございましたけれども、いずれも条文の修正まではいかないというものばかりでございます。

詳細につきましては、ご意見に対する大阪府としての考え方も含めまして、障がい福祉室のホームページに掲載しておりますので、また後ほどご覧いただければと思います。

これまで議論を重ねてまいりましたこの部会でございますけれども、今回を含めまして残り2回ということになりました。今回からは、本部会としての意見具申案の取りまとめに入っていただくということでございますが、議論のたたき台といたしまして、本日事務局において原案を作成し、お示しをさせていただいております。原案作成に当たりましては、皆さまからいただきましたご意見を網羅しつつ、全体のトーンを合わせるということから、事務局で適宜調整をしながら作成をしております。

全体をご覧いただきまして、言い足りないことの補足でありますとか、あるいは発言の趣旨が少し違っているといったようなことの修正等々を積み上げながら、皆さまの合意のもとにつくり上げていきたいと考えております。

また、本日は第1回の部会で触れました、現計画の計画期間の見直しとか、地域全体に共通する課題の取り扱いにつきましても、具体的な記載例をお示ししながらご意見を賜ればと思っております。

さらに、本部会において、調査票の作成にご協力をいただきました生活ニーズ実態調査につきましても集計ができましたので、取り急ぎその概要をご報告させていただきたいと考えております。今後早急に集計結果の分析を行いまして、次回の本部会でご報告させていただきます予定でございます。

委員の皆さまには、本部会における意見具申の取りまとめに向けまして、本日も忌憚のないご意見を賜ればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうぞ本日は、よろしくお願ひいたします。

○事務局

続きまして、本日ご出席の委員の皆さまですが、配席図に記載のとおりとなっております。

続きまして事務局ですが、障がい福祉室をはじめ、関係課が出席をしておりますので、よろしくお願ひします。

次に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。資料1枚目から「次第」、そして「配席図」、「委員名簿」。

資料の1-1「第4次大阪府障がい者計画の見直しについて」という意見具申の事務局としての素案を付けております。

資料1-2としまして、この意見具申の最終ページ、39ページと40ページに該当する記載を入れております。

続きまして、資料2-1「平成28年度障がい者の生活ニーズ実態調査 調査概要」をお付けしております。

資料2-2「平成28年度障がい者の生活ニーズ実態調査の結果について」をお付けしております。

資料に不足等がございましたら、お知らせいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、大阪府におきましては会議の公開に関する指針を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開としております。また、配布資料と共に、委員の皆さまの発言内容をそのまま議事録として、府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名につきましては記載いたしませんので、あらかじめご了解いただきますようお願いいたします。

次に、この会議には手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員、点字資料を使用されております視覚障がい者の委員がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳もできるよう、ゆっくりと、かつはっきりとご発言をお願いいたします。

また、点字資料は墨字資料とページが異なっておりますので、本日の資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げる等、ご配慮をお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、大谷部会長にお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○大谷部会長

それでは改めまして、皆さんこんにちは。大変寒い中ご足労いただき、感謝しております。もうこの見直し部会も、第4コーナーといえますか、もうほぼゴールが見えつつある、そういう段階に入っております。

きょうは、主として議題が2つ、事務局からもご説明がありましたけれども、次第に載っているとおりでございますので、意見具申の素案について。これを事務局案としてまとめていただいております。事前に委員の皆さん方には配布をさせていただいて、読んでいただいているかと思っております。これについてのご意見を伺うというところが、まず1点目でございます。

そして2点目、大阪府の障がい者生活ニーズ実態調査の集計についてというところで、まだ十分精査というか、最終的なところまでは行きついておりませんが、一応、今分かる範囲内でまとめております。また、最後のところで皆さんのご意見をお伺いすることになるかとは思いますが、取りあえず、だいたいの概括といえますか、概要といえますか、こういったところについてご意見をいただくというところが2点目の議事になるかと思っております。

ただ、2番目については、少し時間的な配分上、きょうの意見具申の取りまとめについて、約1時間半を予定しているかなと思っております。残り30分ぐらいで皆さんの意見を聞いて、終了時はそこに書いてございますように、16時ぐらいを予定しておりますので、ご審議のご協力方、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、早速でございますけれども、まず意見具申案の素案を事務局で取りまとめていただいております。今まで、今回で7回目になりますけれども、6回、皆さんからいただいた意見を取りまとめて、本当にご苦勞をいただいたかなと思っております。それについて、素案について、ご説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局

事務局でございます。障がい福祉企画課でございます。よろしくお願ひいたします。では、座って説明をさせていただきたいと思っております。

この時間帯では、まず資料1-1、そして1-2について、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、資料1-1でございます。事務局で取りまとめております、意見具申の素案ということでございます。目次をご覧いただければと思うのですが、大きく3つのパートに分かれてございます。「計画の見直しに当たって」、そして「生活場面ごとの提言」、そしてローマ数字のⅢに当たりますが、「第3章第2節以外の重要事項に関する提言」ということで、この部分が資料1-2に当たる部分ということになってございます。

それでは、2ページをご覧ください。点字も2ページからということでございます。「計画の見直しに当たって」ということでございまして、まず第1ということで、なぜ計画の見直しが必要かという章でございます。こちらにおきましては、社会状況の変化でありま

すとか、近年の法律の制定、見直し、そして府条例の制定とか、近年起こっております自然災害、事件、事故の発生などですね。計画の見直しが必要となった背景について記述をしているというところでございます。こちらが、2ページから5ページの頭までということで、点字資料におきましては2ページから11ページまでという形で記載をさせていただいております。

続きまして、資料5ページ、点字では12ページからということでございますけれども、第2といたしまして、「計画の見直しにあたっての検討体制」ということで、本部会を設置して検討を進めてきていただいたといったようなことを記述させていただいているところでございます。

続きまして、第3「計画見直しにあたっての基本的な考え方」でございます。点字では13ページからということでございます。第3章第2節に当たります、生活場面ごとの施策推進方針、この章を中心にこの部会において検討を行っていただいていたということ、そしてこの部分以外につきましても、その他の重要事項に関する意見につきましては、この意見具申の中で取りまとめを行うといったことについて記述をさせていただいております。

それでは7ページ、点字では16ページをご覧ください。ここから、ローマ数字のⅡということで「生活場面ごとの提言」ということでございます。6つの生活場面ごとに提言をまとめてございます。第1回から第6回の部会におきまして、各委員の皆さま方から出されましたご意見を事務局で整理をいたして、そして事務局で回ごとに整理をいたしました論点整理を基に作成しているところでございます。委員発言の中では、同じようなご意見につきましては1つにまとめるといったようなこと。また、それだけでは意味が通じにくいものにつきましては、言葉を補足したりといった作業を事務局で行ったものでございます。

本日は、こちらの7ページ以降でございますけれども、言い足りないこと、補足すべきことはないかといったこと。2つ目といたしまして、発言いただいた趣旨と内容が変わってしまっているようなところはないかという点。3つ目といたしまして、部会の総意として、意見具申案という形でおまとめいただくわけでございますけれども、総意とするに当たりまして、記載の内容に反対意見とか、そういった異論等はないかといったようなことにつきまして、委員の皆さままでご議論をいただきたいと考えてございます。

それでは、続きまして資料1-2に移らせていただきたいと思います。こちらの資料は、先ほども申し上げましたとおり、この資料1-1のページに引き続きまして、39ページからという形になる章に当たるものとお考えいただければと思っております。本日もご議論いただきまして、次回以降、続けた形でご提示をしたいということでございます。

この中では、第3章第2節以外の重要事項に関する提言ということで、生活場面以外で議論すべき重要事項について、記載をさせていただいております。

論点は3つでございます。まず1つ目でございます。第4次大阪府障がい者計画後期計

画の計画期間についてでございます。第1回の部会におきまして、少しご紹介させていただきましたけれども、きちっとした形でご議論をいただけていないということでございますので、今回このような形でご提示をさせていただいております。

内容につきましてですが、第4次大阪府障がい者計画は、平成24年から33年度までの10年間の計画ということになってございますけれども、障がい者計画の第4章に組み込まれております第5期障がい福祉計画、30年度から32年度までの3年間の計画となります。そして、第5期障がい福祉計画に続く第6期福祉計画につきましては、33年度から3年間の計画になる予定となっております。

この障がい者計画と、障がい福祉計画というものは、一体的に運用されますことで計画の実行性の確保でございますとか、進捗管理、そして効果検証といったものが有効に行うことができるということからも、同時期に一貫性をもって策定されることが望ましいのではないかとございまして。

従いまして、第6期障がい福祉計画、それから第5次障がい者計画の開始期を平成33年度に合わせるために、現在見直しを行っていただいております第4次障がい者計画の計画期間を1年前倒しし、平成32年度までにすべきではないかという点につきまして、ご議論をいただければと存じております。

続きまして、2つ目の議題でございます。このページの一番下の部分でございます。点字では3ページからという形になってございます。第3章第1節、最重点施策に盛り込むべき視点ということでございます。現計画の最重点施策といたしましては、入所施設や精神科病院からの地域生活への移行推進ということ、そして障がい者の就労支援の強化、そして施策の谷間にあった分野への支援充実といった視点を最重点の施策といたしまして、位置付けをしているところでございますけれども、その中でも地域生活への移行という点におきまして、ご意見をいただいたものを整理しております。

行政でありますとか、地域からの働き掛けがないままに入所等の状態が継続されることのないように、地域生活のイメージを各人に持っていただいた上で、本人の状態、そして希望を適切に把握し、地域移行を推進していくことが大変重要であるという視点を基本認識として盛り込むべきではないかということで、ご議論いただきたいと存じております。

そして、最後3つ目でございます。全ての生活場面にまたがる課題への取組みということでございます。点字では4ページ目の中ほどあたりからということでございます。本部会におきましては、6つの生活場面ごとに、それぞれご議論いただけてまいりましたけれども、各生活場面共通の課題といたしまして、ネットワークの構築、強化の問題、そして人材育成の問題、障がい理解の問題、合理的配慮の推進といった問題、こういったキーワードが繰り返し指摘されてきたというところでございます。

これらの課題の具体となっております地域につきまして、地域格差の是正といったような視点も含めた上で、大阪府としてどのように支援をしていくのかという視点が新たに必要なのではないかということ、こうしたことを踏まえまして、地域を育むといった観点か

ら大阪府として推進すべき取組みを記載する新しいセクションを設けてはどうかという視点でございます。この3点につきましても、併せてご議論をいただきたいと存じておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○大谷部会長

はい、今取りまとめ案というところで事務局からご説明いただきました。これについて、ご意見等があれば、お伺いしたいと思います。

だいたい見ていただいて、自分の言っていることが少し記載内容が違うとか、明らかに修正してほしいというところがあれば、まずお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

いろんな意見が出て、それらの取りまとめは大変やったと思いますけれども、幾つか指摘させていただきます。地域やまちで暮らすという方向に変えていただくということですが、地域全体という視点。地域全体という冒頭の、という視点を根本で共有していくというのを、地域全体で支えていくという表現に変えたほうがええんかなと思っています。それから、施設の地域移行ですが、施設の退所理由が死亡や入院によるものについて、分析を行うというふうなところが出てくるかと思うんですが、ページ数で言っていたほうがいいですかね。

○大谷部会長

はい。

○委員

退所理由。8ページの○の真ん中ですかね。「施設の退所理由が、死亡や入院によるものではないかといった分析」というところですが、これはそれだけではなくて、できれば施設の退所理由が、地域での自立生活ではなく、死亡や入院、家族の元への帰宅も問題やと思いますので、それによるものが多いということについて分析を行うというふうに変えていただけたらと思います。

そして、住まいの場の確保で、○の2点目ですかね。スプリンクラーの問題ですが、今これからガイドラインの検討というような話もありますので、府内市町村統一基準ガイドラインの作成を盛り込んでいただけたらなと思っています。

それと、地域生活支援拠点のところですね。10ページから11ページにかけてですかね。○の1点目「保護者が健在であるうちに」というところを、保護者が健在であり、障がい者自身が若いうちからみたいな表現を加えていただけたらなと思います。

そして、7番の13ページ、「まちでの快適な生活について」というところですが、ホー

ム柵設置の働き掛けだけではなくて、ホーム柵設置、補助金の増額等、大阪府として根本的な解決策を講じていくというような表現に変えていただけたらと思います。

そして、「学ぶ」のところは、インクルーシブ教育システムという形で表現されていることについてですけれども、もともと、こちらはインクルーシブ教育と言ったと思うんですが、インクルーシブ教育と文科省が進めようとしているインクルーシブ教育システムとは別ものであるという理解なんです。文科省が進めるインクルーシブ教育システムというのは、今の別学体制を基本に置いた上で、多様にそれぞれ増やしていきましょうみたいな考え方ですので、インクルーシブ教育という文言に変えていただきたいなと思っています。そこは大きくずれていますし、今までの大阪府教育庁の共に学ぶ教育という概念からも大きく後退することになるので、そこは変えていただきたいなと思っています。

それと、「学ぶ」の1点目で、条約の締結と書いてあるんです。権利条約は締結ではなく批准ではなかったでしょうか。

そして、教育のことで言うと、インクルーシブ教育の充実の17ページですが、○の2点目「保護者による付き添い等について配慮しなければならない」という表現は、どちらの方向なのかよく分からないので、それをなくしていく方向、保護者による付き添いは原則なくしていく方向という形で考えてもらいたいなと思います。

そして、「後期中等教育」、次の6番ですね。18ページですが、「発達障がい等であっても、支援学校ではなく高等学校において教育を受けられる環境を整備する」という表現は、まずいんじゃないかなと思いますので、そこは修正すべきかと思います。

そして、その下の○の2つ目ですね。自立支援推進校と共生推進校ですが、言った意見は、高等学校ではどうしても入試選抜があるので、狭き門になっていて、支援学校にどうしても障がい児が集中するという状況が問題になっていることから、自立支援とかを急がなければならないという意見でしたので、そこも修正をお願いします。

そして、医療サービスの、ちょっと飛びまして25ページですが、発達障がいや知的障がい児が受診や入院を拒否されるという並びになっているんですが、車いす利用者が拒否されるというのも結構多いと言ったと思いますので、その旨を加えていただけたらと思います。

次のページの医療的ケアですが、○の2つ目ですが、訪問系サービスとか短期入所、日中活動がというのは、グループホームが含まれていませんので、グループホームも追記していただきたいなということですね。

そして、高次脳機能障がいのところですけども、27ページですが、○の2つ目に自立相談支援センターについて、更生相談所の役割についてと書かれてあるところがあるんですが、具体的な役割の中身として、重度障がい者の地域生活支援の先進事例などを集約して、それを啓発、広めるというようなことなどを言ったと思いますので、そこも加えていただきたい。

そして、「楽しむ」というところですが、ここは結構書き直していただけたらいいんですが、

「他の者と同じように楽しめる」というだけじゃなく、「どこでも」という視点を加えて
いただきたいなと思います。

取りあえずはそんな形ですかね。修正部分ということであれば、それだけです。

○大谷部会長

はい、ありがとうございます。ご意見としていただきました。ありがとうございます。
これについては、議論をしたほうがいいのか。一応聞いて、お伺いした上でお答えする
という形にした方がいいのかな。

はい。じゃあほかの委員の方で、ここのところはどうかという文言の修正、あるいはこ
こはどうかというところがあれば、お伺いしたいと思います。よろしゅうございますか。

○委員

全体として問題ないと思っているんですが、言葉で、9ページの真ん中辺に「さらに、
入所施設からの地域移行と同様に、退院を希望する患者の把握」、この患者という言葉がこ
こだけ出てくるんですね。これって、適切なんかどうか私もよう分からんけど、ほかの
ところでは患者という言葉はほとんど使わない。だいたい精神障がい者とか障がい者とか
いう使い方。ここで、この使い方がいいのかどうか検討しておいてほしいと思います。

○大谷部会長

はい。

○委員

それから、その隣の10ページの〇の下から2つ目のところですね。「重度障がい者や生
活困難、虐待対応の場合などにも対応できるグループホーム」と書いているんですが、虐
待の問題と重度障がい者や生活困難者とはちょっと性格が違うんで、これを並べて虐待の
場合もこのグループホームで解決できるんですかというのは、ちょっと疑問があるので、
その辺を検討していただけたらと思います。

○大谷部会長

はい。2点いただきました。まず9ページの患者という使い方がいかがかというところ
が、ご指摘いただいた点でございます。

10ページのところ、グループホームを増やすというところで、虐待対応ということで
グループホームというだけで、グループホームという表記が妥当かどうかというご指摘を
いただいたところでございます。何か。はい、ちょっと待ってね。2点いただきました。
ほかに文言の修正とか、あるいはおありの方がいらっしゃれば。

○委員

2点ございます。1点目は、委員からもありましたホームドアについての助成が、一般的には府は12分の1とされておりますが、これをできるだけ増やしていただきたいというのが1点目でございます。

2点目です。「働く」のところなんですが、あん摩、指圧、マッサージのことについて具体的に書いていただくところは大変ありがたいのですが、ヒューマンアシストの制度が自営業につきましては現在ありませんので、これにつきましては国に対して働き掛けをお願いできればと思います。以上よろしく申し上げます。

○大谷部会長

はい、ありがとうございます。まず1点目。これは要望ですかね。

○委員

そうですね、だから同じように先ほどの委員が言われたように、もうちょっと重点的に推進をしてほしいということが、同じ意味合い。

○大谷部会長

で、おっしゃっていただいたということですね。はい、ありがとうございます。それでは、だいたいの文言で修正いただきたいというところがなければ、少し皆さんのご意見を参考に、今ご指摘の部分についてお諮りをさせていただこうかと思っておりますが、いかがでございましょうか。ほかはよろしゅうございますか。

はい、それではまず、皆さんお手元の資料に基づいて検討を加えていきたいなと思っております。これ以外にあと要望があれば、その後お伺いするという。こういう進め方で進めたいと思いますが、よろしゅうございますか。

17ページの〇の2つ目のところで、「地域全体で考え、解決策を講じ、より暮らしやすい地域に作り変えていく体制のあり方を考えなければならない」。ここのところを、支えるという文言を入れるほうが妥当ではないかというご意見でございます。地域丸ごとということが、今、国でも支えるということが言われておりますので、これについても変えるべきところは変えていければとは思っております。それでよろしゅうございますか。少しそのあたりを、また事務局ともご相談させていただきますけれども、一応、少しそのあたりを変える方向で考えたいと思います。

そして、8ページの上から1つ目の〇の段落の3行目のところ、「施設の退所理由が、死亡や入院によるものではないかといった分析」というところで、ここに1文、家族というところ、家族の元へ帰るといったことも入れていただければいかがかということがご指摘でございました。7、8ページはこれぐらいでしたか、ご指摘をいただいたのは。

そして、9ページのところで、患者という使い方が妥当かどうかというところ、「退院を

希望する患者」ですね。中ほどのところになりますけれども、「入所施設からの地域移行と同様に、退院を希望する患者」という表現について、ご指摘をいただきました。これについても、少し預らせていただいて、文言について、妥当性についてもう少し協議したいと思っているところでございます。

そして、10ページのところでございます。グループホームの防火の安全対策ということで、府内統一の基準ということで、委員から申し出がございました。ここはなかなか苦しいところでございまして、それぞれ自治体の権限等もあるかと思いますが、大阪市は消防署と話をして特例といったところではありますが、このところについては違うところもあるのかなど。いけますか、事務局のほうで。

○事務局

生活基盤推進課でございます。いつもありがとうございます。障がい者グループホームのスプリンクラーでございますが、府議会でも答弁をさせていただいております。大阪府として、一定のガイドラインをつくるという方向で調整をしております。

当初は、大阪市さんがお持ちの特例にならったような基準ということで考えていたんですが、その後府内の自治体消防との意見交換、そして総務省、消防庁にも出向きまして、大阪府が考えていることをご説明した結果、やはり一方的に府内自治体消防に緩和を求めるガイドラインではなく、それぞれグループホームの事業者さんはこういう責務を果たします、消防署はこういう責務があります。市町村なり大阪府の障がい部局はこういうこと、それぞれがそれぞれの責任を果たして、障がい者グループホームの防火安全対策をしっかり確保していこうというガイドラインをつくろうということで、鋭意検討しております。そして、関係する団体にも入っていただいて、自立支援協議会のワーキンググループで議論を重ねているところでございます。

重ねて現在、つい先日なんですが、府内のグループホームの実態調査に改めて着手をしました。ざっと府内に2千のグループホームがございます。大阪市が500。大阪市の500については、すでに大阪市さんが別途調査をさせていただいておりますので、大阪府としては残りの1500。こちらをターゲットに調査、集計をしているところでございます。

○大谷部会長

はい、ありがとうございます。私のほうが理解が足りないようでございます。ガイドラインをおつくりになるということで、今お進めになっているというところでございます。そのあたりができますと、ガイドラインやからあくまでもその消防署の判断やろうね。

○事務局

部会長がおっしゃるように、最終的には消防署で緩和するかどうかというご判断をいただくのですが、できるだけ多くの自治体消防に使っていただけるようなガイドラインにす

るべく努力をしているところでございます。

○大谷部会長

はい、ありがとうございます。こういったところでご尽力をいただき、さらに地域生活を進めていただくという観点から、こういったところに取り組んでいただいているところでございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思っているところでございます。このあたりも盛り込んではいかがかということかな。このあたり、実際にそのあたり、議会在通らないとこれも難しいところはあるんだろうとは思いますが。そういった取組みなんかも入れていただいたらいかがかということです。

それから、10ページの虐待対応の。これは、虐待という対応の場合。特に昔は知的障がいの方が中心で、本当に近所の方とか世話人という方でお願ひして、食事と洗濯とかそういうお世話だけというところからずいぶん変わってきて、グループホームの役割も大きく変わってきているなということで、こういったところの文言を入れたのかなとは、私なりに思っておりましたけれども、またこれについても検討させていただきます。これ、検討でいいですか。

○委員

趣旨。ちょっと追加させていただきます。こちらの、意見に盛り込んでいただいたとかなんで。地域の相談に乗ってましたらいろいろ、家族がかなり大変な状況になっているとか、結果的に虐待になっているようなケースがちらちら出てきまして、もう家族を分離しなければならないというようなケースがあるわけですし、そうしたときにやっぱり必要になってくるのは受け皿なんですね。グループホームでいろんなケースを急に受け入れられるところをどう広げていけるか。行動障がいの人やったらどこ、虐待の緊急ケースやったらどこかという形で、そういう対応ができるグループホームをどんどん増やしていかないと、相談支援だけではなかなか解決できないような事態になっているので、そういう文言を盛り込んでいただいたということです。

○大谷部会長

はい、このあたり、預らせていただいて、たぶん予防という意味合いになるのかなと思っしております。どうしても介護が詰まってまいりますと、ネグレクトとかいろんな虐待につながってまいりますので、それを避ける意味でもグループホームを早いうちから設置して、虐待に対応できるようにするという。予防対応という観点から書いていただいているんだろうと思ひます。

それから、11ページのところ、若いうちからということで、文言としてはこれもまた検討をさせていただきますと思ひます。

13ページ、駅ホームからの転落ということで、設置でこのあたりの補助率の引き上げ

なんかを国のほうへ要望ということで、おっしゃっていただいている。ここで、条例で、何マークといったっけ。聴覚障がいの方の駅転落とか、そういうマークを。

○事務局

障がい福祉企画課長でございます。今、大谷部会長がおっしゃっていただいたのは、先日ご紹介させていただいたヘルプマークのことかなと思っています。ヘルプマークといたしますのは、外見から見て分かりにくい障がい。ただ、そういった方でも何らかの支援や配慮を求めておられるというのを外に向かって示すというマークでございます。

直接的にホーム柵の設置と関わりが深いわけではないですけども、例えばヘルプマークを周知していくとともに、困っておられる方があれば声を掛けてくださいとか、視覚障がいのある方について、駅で1人でおられたら声を掛けてくださいという、そういった啓発も併せてすることもできるのかなとは考えているところでございます。

○大谷部会長

はい、ありがとうございます。そのあたりの少し府としての取組みなんかも条例でおつくりになるということであれば、聴覚障がいの方の声掛けとか、視覚障がいの方の声掛けで、そういうことも、まちでの快適な生活というところで取り組んでいただいてもどうかと思っております。

そして、14ページのインクルーシブシステム、教育システムというところについて。まず、1点目ですね。締結ではなくて批准ではないかというご指摘、そしてインクルーシブ教育システム。これについていかがかということで、ご指摘をいただいたところでございます。これについても、少し事務局で預からせていただこうと思います。

○委員

インクルーシブ教育というのは、結構あちこちで使われているんですが、そのインクルーシブ教育の概念が結構まちまちで使われているので、僕はそのインクルーシブ教育というのは、単に支援学校等を否定しているものではないという理解をしているんですが。その辺の議論をここでするのかどうか分かりませんが、概念で言うと、システムの意味というのはよく分かってはいないんですが。

○大谷部会長

このあたり、障害者の権利条約の中では、基本的には第18条で、みんなと同じような当たり前のところで、学籍もその地域の中でという中で、特別なニーズがあればそれを教育するという形で、あくまでもみんなの中でというところが、24条の中では、権利条約の中で出ているわけであります。

そういったところも、わが国の場合は、学籍等について、最終的には教育委員会がお決

めになると。どこの学校に行ったというところ。その場合に、支援学校がわが国の場合はあるので、そういったところも含めて、その支援学校の仕組みも併せて、うまくそういった教育システムが回るようにしたいということで、このシステムという言葉を使っていると思います。

ですから、普通学校で、あるいはそういった地域で支援学級をつくった場合に、そのどういう環境があったらうまく教育ができるかという、そういう支援をするという役割も支援学校に選択機能として残しているということがございまして。

そうなりますと、いろんな支援学校のシステム、あるいは通級学級の仕組み、支援学級の仕組み、このそれぞれの仕組みをうまく回さないといけないと思うところで、システムという言葉は文部科学省は使っているわけでありまして。

ただ、教育理念、24条からいいますと、インクルーシブであるということが、その地域の中のさまざまな子どもたちが、同じ地域で暮らせるような仕組みづくりが、インクルーシブなあり方だというふうに理解しているということで、このあたりの解釈のシーンのところで、こういった文言というところを利用するシステムについて、どうかというご指摘だったかとは思っております。

これについては、また議論もあるかと思えますけれども、障がい福祉の施策でいうと、インクルーシブ教育システムというのは、個人的ではありますが、特に盛り込む必要があるのかなというのが1つの思いとしては持っておりますけれども、またこれは事務局と協議をさせていただきたいと思っております。

そして、ちょっと飛びますけれども、17ページのところです。付き添い等についても配慮しなければならない。これは、前の議論もそうだと思うんですけれども、インクルーシブ教育で、当然そういった付き添いを求めるのではなくて、当たり前前の生活というところで配慮をお願いするというので、こういったところでの付き添いと、17ページの3の〇、2つ目のところですね。5行、配慮しなければならないというのは、そういう意味で、たぶん部会でも共通認識だったかとは思っておりますので、またその辺の表現について、ご指摘があれば検討させていただきたいと思っております。

そして、この6のところの、ここの文言については少し修正をさせていただきたいと思っておりますので、6の一番上の〇については、修正をさせていただきたいと思っております。

この辺の検討について、2つ目の〇のところに、ご指摘いただいたところでございます。これについては、事務局と検討させていただきたいと思っております。

ちょっと飛びますけれども、25ページのところ、医療サービスの充実についてということで、ここは知的障がいの人や車いす拒否される場合もあるということで、それぞれの思いということもあるので、さまざまところのご意見もあると思っておりますので、ここはまた検討させていただきたいと思っております。

26ページのところですね。グループホームというところ。2番目、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者への支援の充実についてというところの〇2つ目のところ、グ

ループホーム等の居住系についても働き掛けるといふ文言は要るのではないかというご指摘でございました。これについても、預からせていただきたいと思っております。

そして、27ページのところで、重度の地域生活の事例ということで、高次機能の障がい者支援の充実の2つ目の〇の3行目のところですね。更生相談所の役割についてということで、ご意見をいただいたところがございます。これについても、また後ほど調整をさせていただきますと思っております。

29ページについては、どこでも他の者と同じように楽しめるものでは、他の者と同じように、どこでもという文言などの追加についてはいかがかというところがございます。こういったご指摘をいただいております。

最後のほうになります、柵ですかね。柵はもう終わったんか。柵のところについても、国庫補助の、国に対しての声掛けを文言に入れていただいておりますが、ご指摘としてあがっていると思っておりますが、このあたりの文言については、少し時間の関係で預からせていただいて、後ほど調整をさせていただきますと思っております。

○委員

14の1の発達障がいについての15ページの②で、「第1に、保護者の心情理解と十分な配慮である。保護者が子どもの障がいを受容していくには時間を要することから、ペアレントトレーニングに至る前の保護者や家族に対する支援も充実しなければならない」ということで、例えばということで、こういうふうに書かれているんですが、発達障がいの部会では、やはりこのごろペアレントメンターという言葉で、そういう事業を行っていただいていることもありますので、同じ親同士が支援をしていくというところ辺も、少し文言を考えていただけたらありがたいなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○大谷部会長

はい、ありがとうございます。これについても検討させていただきますと思います。ほか、ありますでしょうか。

○委員

9ページの「病院に入院している段階においては」というところがあるんですけども、ピアサポーターによる院内の茶話会とかそういったもので、地域生活の紹介とか、地域ではこんなことができるよとかいうお誘いはもちろんありがたいことなんですけれども、それ以外に国に対して必要な提言、要望を行うとかと書いてあるんですが、これと同時に、今年度とかはいろんな方が配置されるということをお聞きしておりますので、ぜひとも病院側が退院されるその人たちに対しての、さまざまな、要するに地域移行ということで、帰ったら訪問看護とかを使っていらっしゃるんですけども、訪問看護にもう全てを任せられているという状態がとても多くて、薬の管理も自分でできない。そのまま退院してしま

うという方がとても多いですので、できましたら病院から必要な提言も、個人に必要な要望、いろんなことを提言していただけたらありがたいかなと思います。

でないと、薬の管理もできないままで退院してしまいますので、訪看さんに任せている状態では、やはり再入院ということが多くなると思いますので、どこかにそういった文言も入れていただければありがたいかなと思います。以上です。

○大谷部会長

はい、ありがとうございます。趣旨としては、退院をするときに、病院からのサポートをもっと入れていただければありがたいということでございますね。はい、ありがとうございます。ご提言をいただいたところでございます。また、事務局ともお話をさせていただきたいと思います。文言の修正等についてはこれぐらいでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、全体の意見というところで、あと30分ぐらい皆さんのご意見を伺って、議論をしたいと思っておりますので、申し訳ございませんが、どなたからでも結構でございます。こういう議論を盛り込めないかということで、ご意見をいただけますか。

○委員

生活場面、6場面に切り取って議論をしていった弊害といいますか、何度も言いましたが、隙間に落ちてしまっている問題、あるいは横断的な問題。それで、今回これをまとめていただいた中で欠落していると私が感じている項目が5つございますので。

○大谷部会長

5つ、5つも。

○委員

述べさせていただきたいと思えます。

まず、人材育成です。40ページのところで、さらっと人材育成を書いていたのですが、このときの人材のイメージがどうなるかということ、もう少し書いていただきたいなと思えます。大阪府で積極的に人材育成をされています相談支援専門員とか、サービス管理責任者だけじゃなくて、一般の支援員の確保の問題であったり、福祉事務員の確保の問題であったり、グループホームの世話人の問題であったり、あるいは事業経営者の、経営者としての育成の問題とか、そういうものも含めて、たぶん人材育成の問題はあると思えますので、これが要るかなというのが1つ目です。

2つ目が、きょうも意見が出たんですが、家族支援という視点ですね。障がい者本人のことはここに出てくるんですが、親とか兄弟に対する支援がうまく記述しきれていないと思えます。さらに、障がい者自身が家族を形成するという、あるいはその家族を介護する、

あるいは介護を看取るという、そういったあたりの支援がまったく記述されていないと思いますので、家族支援という視点で少し横断的なテーマがあるんじゃないかなと思います。

3つ目は、支援技術の開発です。これは何度も言っているのですが、最近のICTの技術とか、介護ロボットの問題、あるいは人工知能AIですね。そういう最新の技術を支援技術の中に取り入れていく、そういう研究開発的な項目が抜けていると思うんですね。

最近では、ビッグデータを活用して、重度の障がい者の意思をうまくくみ取って、それで意思決定支援にも活用していこうなんていうことが、ついこの間新聞にも出ておりましたけれども、そういう支援技術の開発というところにこれが入っております。

4点目が、まったくこの会議で議論されなかったんですが、所得保障の問題。働くことで、稼働所得を増やすことで、1つ所得保障はあると思いますが、これ以外に助成の問題とか、手当の問題とか、年金の問題、あるいはいろんなサービスを利用する際の減免の問題とか、そういったものを少しトータルに書いて、その所得保障という視点はやっぱり要るんじゃないかなと思います。

最後、5つ目が国際交流です。最近諸外国とのいろんなスポーツとか文化の交流が盛んになっておりますが、残念ながらどこにも出てこないですね。そういったことも、人材の育成も含めて、要るんじゃないかなと思います。

以上、人材の育成、家族支援、支援技術の開発、所得保障、国際交流と。こういったものぐらいが、この生活場面で抜け落ちてしまった、あるいは横断的な課題として、私は記述が要ると思っています。

○大谷部会長

はい、ありがとうございます。ご意見を賜ったところでございます。おっしゃっていただいた、ご指摘いただいた点を十分考慮していかなければならないなと思っておりますが、もともとそういったミクロレベルとメゾレベルとマクロレベルと。国レベル、あるいは政策制限というところと連動してくる。そういったところもあるかと思ってもいるところでございます。

ここは、大阪府というところの有り様としてミクロ、マクロ、このあたりを焦点化した施策の展開。もちろん国の施策も含めて、提言というところになってくるんだろうとは思いますが、またそれも含まなければならないと思いますが、それら全てを入れてしまいますと、なかなか膨大な量になってしまうという側面もあります。何をどれくらい入れるかという議論も、残された時間内でこれを議論するというのは、なかなか難しいところではございますけれども、いただいたご指摘はできるだけ可能な限り、入れられるところは入れてまいりたいとは思っておりますが、一定の制限はあるということだけはご理解を賜ればありがたいかなと。

例えば、専門職、福祉人材は、もう本当に行く人がいない。これは障がいだけに限らず、ある意味で言いますと高齢も、あるいはそういった専門職だけに限らずそういったところ

の人材という問題は、ここで盛り込むだけで足りるというわけにはいかないだろうとも思っています。

あるいは、家族支援というのは、ここはもうミクロレベルで大阪、あるいはそういった地域の地域でこれをどう支えていくか。障がい者の世帯も含めて、こういったところで、さらに盛り込んでいった内容になってくるのかなと思っています。

そして、支援技術は、本当に日進月歩でございます。いろんな介護ロボットの問題も含めてという活用の仕方ができるのかということ、ここも盛り込めるところは盛り込んでいけるようであれば入れたいとは思いますが、本当に日進月歩ですから、きょう取り上げたことが、次にどうなっているのかということも1つあるかも含めて、何をどの程度の技術を入れ込むかということになってまいりますと、またそれぞれ考え方もあろうかと思えます。

所得についても、何をもち得とするかということで、さまざまな国のレベルの年金制度。フィンランドのように2千人ぐらいのベーシックインカムであれば、年金というのは所得保障の一環という形ではありますが、わが国の場合はさまざまなヨーロッパの助成も、あるいはそういった手当制度も残した中で、何をもち得保障とするかということの定義についても、また議論が必要になってくるのかなと思っています。

国際交流についても、スポットを含めて、どの辺までどういうふうに入れていくかということも考えていかなければならないかと思っています。いただいたご意見はごもっともでございますので、可能な限りは検討させていただきたいとは思いますが、残りの時間との関連で、少し制限があるということはご理解賜ればありがたいなと思えます。

○委員

はい、それでは抜けているものを言わせていただきます。地域を育むというセクションを設けるのであれば、そこになるのかなと思えますが、地域生活のところで介護とか日中活動の表記がほとんど皆無なんです。これはあかんやろうと思えます。

前にも言いましたように、重度訪問介護とか、行動援護、同行援護の未実施の市町村が現在もあるというようなこととか、支給量の格差の問題について書いていただきたいし、移動支援もホテル内の介護は1泊旅行とかで駄目やと言われているのは、介護事業者としてサービス拒否につながる問題になりますので、その辺をどうしていくのかはちゃんと書いていただきたいですし、日中活動についても、まだまだ重要な基盤ですので、これからはさらにいろんな障がい者を受け入れられていくように、整備に取り組むという観点を入れていただきたい。

そして、施設からの地域移行ですが、やはり最重点施策のところに書かれるのかもしれませんが、これからずっと施設で過ごす、何のアプローチもなくという問題ではなくて、施設と地域が連携して、本人の希望に基づいて、可能であれば地域での移行を進めていくという取組みをぜひ進めていくという姿勢を示していただきたいですし、特に言いました

ように、地域移行支援の契約に至るまでの取組みというのは大事でありまして、本人さんは何十年も施設で暮らしておられたら、地域で生活できると思われぬし、不安が多いのは当然ですので、その辺の地域移行をしたいと言えるようになるまでの、外出とか、体験の取組みを十分保障する。その交通費も含めて、活動経費を保障していくという問題が大事かなと。

そして、住まいの入居拒否とか、グループホームの開設でも、今豊中でもまた住民の反対運動が巻き起こったりしていますので、その問題についてぜひとも記載していただいて、あと保障会社が間に入ってくるという問題もありますので、それらに対する対策の検討を入れていただきたいと思います。

そして、グループホームでは、個別ホームヘルプの利用が、また来年度に向けて、来年度末、29年度末までの経過措置とか言われたりしていますし、報酬の引き上げですとか、加算が実態に見合うように、そして自立生活援助と称して軽度障がい者の入居が阻まれるということなどもおそれがありますので、そうしたことが全てないように働き掛けていただくということ。

そして、公営住宅の目的外使用のことで、入居時や建替えにおいて、問題が発生しないようという観点を盛り込んでいただきたいと思います。

そして、地域生活支援拠点ですが、コーディネート機能は書かれているんですが、むしろコーディネート機能も大事ですが、受け皿がないというので、みんなどこも苦労している。面的整備でこれから進めようというときに、多様な受け皿の整備をグループホームのところにも書かれていますけれども、それをくっつけて表記していただきたいですし、受け皿に対する初動期の加算とか、人材の育成という課題も盛り込んでいただきたい。

地域移行の相談支援でも、一般相談支援の事業所が、地域移行をあまり経験してなかったり、あるいは触法ケースの地域移行という課題も出ていまして、それらに対する実地研修をちゃんとやって育成していくということも、課題として言っていたかと思いますので盛り込んでいただきたい。

地域ネットワークでは、この間相談に乗っていると、複合的な支援が必要なケースなんかも増えていまして、行政の各部局で、高齢とか虐待担当とか、生活保護とか地域見守り等を入れてケース会議をやるようになったりするんですが、地域包括の仕組みとも併せてその連携強化は明記すべきであると。

そして、生活保護で、今手持ち金の資産調査が開始されて、停止、廃止が大阪市でもすごい件数が出てきています。ほぼ停止、廃止をする。それから、住宅扶助を上回る家賃やったら、いきなり引っ越せと言われるような権利に関わる問題が出ていますので、そういうことがないように。ケースワーカーは、結構非常勤の人が多くて、障がい者の暮らしを理解されていない、というような問題も書いていただきたい。

そして、福祉専門職がどんどん自立支援法以降減りまして、スキルがかなり低下しています。委員も言いはったように、やはり事業所を紹介するだけで終わってしまっているの

で、ケースを持たないのでスキル低下が起こるわけですし、障がい福祉の世界においては、専門職の固定配置とか、研修強化を入れるべきだろうと。

そして、まちの暮らしはホーム柵のことは書いていただいたり、無人駅のことは書いていただいているんですが、エレベーターの問題とか、ホームのかさ上げとか隙間解消とか、あるいは歩道とか公園等で今やたらと駐輪対策とかもあって柵が設けられて、あちこち通りにくくなっていますので、そういう問題も表記いただきたいなと思います。

そして、発達障がい児教育ですが、支援で医療を中心に書かれているかもしれませんが、福祉とか医療とかの関係機関がインクルーシブ教育ということでアプローチしていけるようにすべきだろうということ。

そして、保育所、幼稚園の問題が、全然表記がないんですね。それはやっぱり、今民間委託とかも進んでいっていますので、障がい児が排除されないように手立てを打つという問題。

そして、小中学校教育では、支援員、補助員の配置の充実を検討課題として入れるべきだろうということ。

医療では、福祉医療助成の見直しがホットな課題になっていますけれども、障がい者団体ともほとんど意見交換もなく、いきなり値上げをする。しかも、償還払いで、結構毎月障がい者は区役所まで行かなあかんような、手間になるという問題も明らかになっています。それを償還払いするまでの間は、万単位で負担しなければならないというような問題も出ていますので、これを1回止めて、償還払いの手続きとかで負担にならんように、また対象範囲も増やしているように見えて、実質対象になる人は大きく減らされているという問題もありますので、再検討をすべきやというのはお願いしたいと思います。

そして「楽しむ」という項目では、移動支援についてここには書かれているんですが、年末年始とか長期休暇での加算について検討いただきたいし、施設入所者はまだまだ外に出られていないという課題もありますので、もっとガイドヘルプを利用促進するという課題を書いていただきたい。

そして、放課後の過ごし方。これは教育になるのかもしれませんが、放課後デイだけでなく、生き生き活動とか、学童保育とか、移動支援の利用とか、そういう観点を盛り込んでいただきたい。

そして、人としての尊厳のところですが、これは入居差別の問題、障がい者の問題をこっちにも書くかどうかを検討いただきたい。

そして、差別の解消条例についての表現があるのですが、この間を見ていたら、やはり事案の早期解決がなかなかできないという課題が出てきています。早期解決に向けて合理的配慮の義務付けを前向きに検討するというように書いていただけたらなと。別に義務付けをしたところで、だいたいは合理的配慮の適切な内容を示せば解決できる課題も多いと思います。ただ、悪質な事業者であったら、解決がずるずるいってしまうという問題も出ていますので、その辺をもう少し表現を考えていただきたい。

そして、虐待防止のところで漏れているのは、障がい児殺し事件が相次いでいるということは何ともしも明記いただいて、今8050問題とかともいわれているのですが、親が高齢で抱え込みの事例ですね。そういうところに積極的にアプローチをしていく、受け皿をつくっていくという観点を盛り込んでいただきたい。

防災についても、この間名簿の問題を言っていて、障がい程度の一覧をね。どの市はどこまで把握しようとしているのか、データを示してもらったんですが、障がい程度では分からない。障がい種別でしか分からないので、もう1回教えていただきたい。

そして、福祉避難所のデータを一覧表でもらったんですが、すごいばらつきがありまして、これをぜひとも皆さんにも配っていただきたいんですが、大阪市は240カ所福祉避難所があるんですが、堺市は2カ所、東大阪市は0とか、本当なんですかね。これ、ちょっともう1回問題点を調べて、どのエリアでどれだけ箇所数が必要というのを再検討しないといけない。いざというときに、慌てるという問題になります。

なので、支援が必要な人を障がい程度の重い人だけではなく把握して、だいたいの人数を読んでおく。それに対応して、避難所の確保数がどれだけ要るのかをちゃんと読んでいくことですね。そして、避難所での各障がいに対する配慮事項を、ちゃんと。ちらっと書いてあるんですが、マニュアルでまとめ上げていくということを考えていただきたいし、マニュアルだけではなくて避難行動支援プラン作成指針という府の指針を改定するというのも、検討いただきたい。

そして、災害発生時の情報取得は、漏れなく。視覚、聴覚だけじゃなしに漏れなく伝えられるという視点も大事やと思います。

最後に、相模原の事件について、あれこれ各分野に分けて表記いただいているんですが、ばらばらやったら府はいったいどう捉えているのか。国のほうは精神障がい者がそういうことを起こしたんやみたいな偏った見方になったり、また、だから措置入院についてどうするのかというふうな方向に行ったり、あるいは神奈川県でも施設の建て替えをしまおうということで今問題になっています。そうではないだろうと思われまので、一度これ、長期計画では大阪府の見解というのを、1ページでもまとめて、ぜひとも書いていただきたいなと思っております。分散表記だけではなく、全体にまとめて見解を示すということをお願いしたい。

あれこれたくさんになりましたが、すみません。

○大谷部会長

はい、今たくさんご提言をいただいたところでございます。こういったところで、できること、できないこと、あるいは国レベルでできること、できないこと、あるいはヒューマンライツといえますか、人権上のところで考えてもいかなければならないところと、多岐の問題にわたってご指摘をいただいたところでございます。個々に対応するお時間はございませんので、一応これはお預かりして、また事務局とも対応していきたいと考えてお

りますが、今いただいた中で対応できるようなことがあれば、事務局で。いいですか。

○委員

だいたい、いいですよ。

○事務局

すみません。本日お聞きしたものをまた中でも回していただいて、修正案を次回お示しする中で、皆さまに再度ご議論いただければと思っております。

○大谷部会長

はい。制度的な、テクニカルな問題については、ここの文言に盛り込むわけにはいかないと思っております。はい、どうぞ。

○委員

地域生活のところの、家族依存というか、親依存というか、介護者が親が中心になっていて、それが地域保障みたいな流れになりかけているので、これは課題やなと思っているので。虐待問題も含めて家族の高齢化というのが、結果的に介護不能にならないと親から離せないという実態があると思うので。その辺をどう書くかは別にして、家族依存からの脱却というのは大事なのではないかと思っています。以上です。

○大谷部会長

はい。ありがとうございます。いろんなご意見をいただいたところでございます。もう残り35分程度というところになってしまいましたが。はい。できるだけたくさん。

○委員

すみません。働く場面のところで、21ページから25ページぐらいにかけて、3点ほど。

○大谷部会長

はい。

○委員

今までお話していなかったんですが、気になったので追加してほしいなと思うことがあります。まず、21ページの〇2つ目ぐらいのところなんですが、教育、福祉、労働の複数の分野に及び関係機関とあるのですが、今精神の定着とかをやる上では、産業医とか主治医さんの連携がかなり必要になってくる場面が増えてきつつあります。地域ネットワー

クのところには、医療の連携はきちんと明記されているんですが、労働分野のところにも、結構医療の連携が要りようになってくるかと思うので、そういうところをまた記述を入れていただきたいなと思っているのが1点です。

あと、23ページの精神障がい者定着支援のところの、〇2つ目ですね。「職場定着を進めるためには」というところがあるんですが、具体的に福祉と企業の連携のところの精神障がい者就労サポートカードというのが書いてあるのですが、本当に全然職場定着しないところというのは、ハローワークから企業単体で受けて、福祉施設とか、支援機関とか連携できていないところが一番の課題になっているかと思います。この問題をどうするかということですね。このサポートカードというのも、基本的に福祉と企業、福祉ベースでやっている施策なので、そういうところではなくて、企業単体で困っておられるところの支援を進めるほうがいいのかと考えております。そういう記述を追加していただきたいのと。

あと、3点目はこれに関連することなんですけれども、企業が困っているところの相談窓口というか、基本的にイメージは、例えば就ポツに相談するというところを書いてあるんですが、ありとあらゆるところで予算がないのか、あまり相談に乗ってくれる窓口がないと。そういうところの相談窓口をきちんとできるような、管理部署みたいなものをつくっていただきたいなというところがあります。以上です。

○大谷部会長

はい、ありがとうございます。ほかはいかがでございましょう。もうあまり時間がございませんが。よろしゅうございますか。はい、またご意見等、ここはどうかというところがあれば、事務局にお寄せいただきたいと思っております。

それで、計画期間について修正を、先ほど事務局から資料1-2のところ、前倒して32年度末にそろえるというところで、ご了解をいただきたいというところでございます。これについて何か異存があれば、ご意見をお聞きしたいと思っておりますが、なければそろえて施策を展開したいということでございます。これについて、よろしゅうございますか。

○委員

今回見直して、また3年後に見直しというのはかなり慌ただしいような感じがするんですが、6年間みたいな形で逆に延長するというのも可能なんですかね。第4次のこの計画というのは、今回見直して、本来は5年間あるはずやけれども、3年になっちゃうんですか、これ。かなり慌ただしいとか。32年度に大きく制度が変わる何かがあるんですか。

○事務局

そういう、というところまでではないのですが、今もともとのものが24から33ということで、10年でやっているという中での後期計画の見直しということでございますの

で、そこからまた。今の時点から6年という形での根本的な計画を立てるための議論を今回していただいていないということがございまして、残り3年ということにはなりませんけれども、今ある計画の後期計画の見直しという立て付けでお願いしたいと思っております。

○委員

お互い大変やからね。

○大谷部会長

たぶん、多くの自治体もそろえてきていると思っておりますので、府も順じてそろえさせていたきたいという方向で、了解をいたしたいということでございます。よろしゅうございますでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは、3年というところで前倒しをさせていただいて、後期の障がい者計画という形でさせていただきたいと思えます。いただいた意見を基に、これから素案として最終のところを取りまとめを事務局とさせていただき、ご協議をいただくわけでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただ、大きく施策は、やはり今までのような社会モデル。合理的配慮も含めて、こういった地域生活支援という流れは、大阪府もご努力ご尽力いただいて、ベクトルとしては同じ方向を向いているんだろうとも思っておりますし、またその方向でこの計画の見直しも当然行うことになるかと思っております。

やはり一番のポイントは、障がい者が重いから地域生活ができないとか、軽いからできるとかということじゃなくて、いかに地域に支援があるか。どのような方であっても、適切な支援があれば地域生活は可能なものであって、その環境を変えるというのが、この差別解消法の基本であると。そこを整えるというのが施策の根本にある。ここが、大きくこの見直しのところでございますので、いろいろ行き届かないところはありますけれども、大きなベクトルとして本当にご苦労いただいて、こういった地域、行政という流れ、社会モデル、あるいはこういった障がい者差別解消法の狙いを共に携えて、問題解決を図っていくとのが大きな方向だと思っておりますので、そのあたりで皆さんの考え方を整理させていただいて。

至らないところとか、制度的な足りないところは当然あるとは思いますがけれども、そのあたりは共有化して前に施策を進めていきたいと思っております。いろんなところでいろんな考え方もあろうかとは思いますがけれども、神奈川県施設のなんかでも室長から相模原についてのコメントも冒頭でいただいて、府の見解としてホームページで出してもいいところでございます。足りないところも当然あるかとは思いますがけれども、そういう方向という自体は共有化を図らせていただきたいと思っております。

いただいた提言はしっかり受け止めて、見直しの中で生かしていただかせてもらえればと思っておりますので、いったんこれでこの見直し案のご意見については閉じさせていただきます。

だいて、あとご意見等があれば、また事務局の方にお寄せいただいて、最終案として取りまとめをしたいと考えております。

それでは、議題を前へ進めさせていただきたいと思います。2点目でございます。大阪府障がい者生活ニーズ実態調査の集計について、事務局でお願いいたします。

○事務局

はい、事務局でございます。そうしましたら、資料2-1、そして2-2をご覧くださいければと思っております。平成28年度の障がい者の生活ニーズ実態調査の調査概要ということで、お示しをさせていただいております。調査内容につきましては、本部会でもいろいろご検討いただきまして、その結果をもちまして、身体障がい者手帳をお持ちの方、療育手帳をお持ちの方、そして精神障がい者保健福祉手帳の所持者の方、そして自立支援医療、精神通院の受給者の方、発達障がいの方、難病患者の方、合わせて8千人の方に調査表を送付させていただきました。

10月から11月にかけて調査をいたしまして、ご回答いただきましたのは3562人ということで、回収率は44.5%ということでした。

内訳が書いてございます。点字では4ページになりますけれども、身体障がいの方が45.7%、知的の方が42.6%、精神の方が40.1%、難病の方が48.3%、そして発達障がいの方につきましては55%ご回答いただいたということでございます。

今回お示ししております、資料2-2の実態調査の結果についてというものにつきましては、今回新たに設けた設問等につきまして、本当に単純に集計したものの中で回答数が多かった上位3つの回答をご紹介しているペーパーになってございます。また、クロス集計でありますとか、過去との比較の分析というようなものやしていきたいと思っております。

また、委員の皆さま方におかれましては、このクロス集計の項目等につきましては、ご提案などがございましたらぜひ事務局までご意見をお寄せいただければと存じております。よろしくお願いいたします。

それでは、資料2-2を簡単にご説明、ご紹介させていただきます。まず、1ページ目でございますけれども、問4の誰と暮らしているのか、そして誰と暮らしたいのかということでございますけれども、今は親や兄弟と暮らしている方が割と多いということ。それで、希望する暮らしに関しましては、配偶者や子どもと暮らす、そして親や兄弟と暮らすといったお答えが多かったということでございます。

点字3ページ目になりますが、その下に現在親や兄弟と暮らしておられる方につきまして、同居されている父親、そして母親の年代をお聞きしております。今回につきましては40代、50代の方が多かったということでございます。

2ページ目でございます。点字では4ページになっております。問14、1カ月の収入についてということでございます。それぞれの働いて得たお金、家族からもらったお金、

年金や手当等のお金、そして生活保護によるお金、そしてその他ということで、それぞれお答えいただいた金額を障がい種別ごとに単純に平均値を算出しているという状況でございます。

続きまして、3ページでございます。点字では6ページからでございます。希望する平日・休日の過ごし方をお聞きしております。今の平日の過ごし方ということでは、学校に通われるとか、外出しない、仕事をしているといったことが多くて、希望する平日の過ごし方ということでは、仕事をする、買い物等で外出、そして学校に通うという答えが多かったということでございます。

同じように休日の過ごし方では、今現在は、買い物等で外出される方、そして外出はほとんどされないという方が多かったと。

希望する過ごし方といたしましては、買い物等で外出するのが圧倒的に多いということでございます。

4ページでございます。点字では9ページになっております。こちらは、希望する夏休みの過ごし方をお聞きしております。現在の過ごし方といたしましては、障がい児支援サービスを利用しているとか、買い物・趣味等で外出している方が多くいらっしゃったと。

希望する夏休みの過ごし方ということでは、買い物等で外出するというと、そして障がい児支援サービスを利用するというご回答が多かったということでございます。

5ページでございます。点字は10ページの中ほどからということですが、こちらでは、日常生活の中の困りごと、そして希望する暮らしに必要なこと、外出するときに困ることや不便なことといったことにお聞きしております。

日常生活の困りごとにおきましては、収入が少ないとか、家族の高齢化といったようなお答えが多かったということですが。

次のページにまいりまして、点字では14ページです。希望する暮らしに必要なものということでは、障がいに対する理解や配慮があること、そして日常生活の介助、支援が充実していることというようなお答えが多くございました。

外出するときに困ること、不便なことにつきましては、特に困ることがない、ほとんど外出しないので分からないというのが一番多かったんですけども、通行車両が危ないとか、建物等が不便といったお答えも多く出されたということでございます。

7ページでございます。点字資料では15ページの中ほどからということで、学校でしてほしかったこと、してほしいことにお聞きしております。これにつきましては、特にないというものが一番多かったのですが、将来の生活に役立つこととか、就職、仕事につながるようなことというお答えが多く回答されました。

8ページでございます。点字では17ページでございます。働きたいと思う理由、働けないと思う理由、そして働くために望むことということにお聞きしております。点字で19ページの中ほどになりますが、働きたい、働き続けたいと思う理由につきましては、生活に必要なものを自分で買えるから、そして好きなことにお金を使えるから、人との関わ

りでうれしいことがあるからといったようなことが上位に来ております。

反対に、働けないとか働き続けられないと思う理由につきましては、その他が一番多くて、この中には高齢であるからとか、働ける身体の状態にないというようなお答えが多かったのですが、それが1位でございまして、体や気持ちがしんどくなるとか、職場の人間関係といったことがお答えとして多かったということでございます。

続きまして、点字では21ページになりますが、働き続けるために望むことに関しましては、障がいや病気のことを職場に理解してほしい、そして仕事のやり方をサポートしてほしいといったようなお答えが多く回答されております。

続きまして、10ページです。点字では22ページをご覧ください。病院での診察時に困ること、そして不満なことという設問でございます。特に困ることはないとか分からないというのが一番多かったですけども、医師、看護師などの説明がよく分からないというコミュニケーションの問題、そして医療費が高いといったようなお答えをいただいております。

続きまして、余暇活動についてということで、今どんなことをされているのか、そして余暇活動をする上での困りごとということで、問いを設けておりました。点字では24ページからということになっております。現在されている余暇活動につきましては、うちでゆっくり過ごされる、買い物や食事をされるというようなお答えが多く見られてございます。

そして、余暇活動をする上での困りごとに関しましては、金銭的な問題、お友達がいないと、そして心身の状態が不安定になりやすいといったようなお答えをいただいております。

最後でございます。点字では27ページからでございます。災害時に困ると思うことについてという設問でございますけれども、安全な場所に1人で移動できない、福祉避難所が少ない、情報がないということ。そして、周囲の理解、コミュニケーション、介護などの面で、避難所で生活できないのではないかと不安を持っておられるという結果でございました。以上でございます。

○大谷部会長

はい、ただいま事務局からニーズ実態調査についての速報値と申しますか、現段階でクロス集計をしたところについての試みも含めてございました。これについて、何かご質問等、あるいは、はい、どうぞ。

○委員

集計は大変だと思いますが、最初の1ページの、親の年齢のところ、障がい種別にプラスしていただきたいというのが1点です。

次のページの工賃のところですね。これは、平均というよりは少しランク分けをして、

どの範囲にどのぐらいの人がおるかという、単純平均というのはここではあまり意味がないような気がしているんです。すみません。以上です。

○大谷部会長

はい、ご要望でございます。親の年齢というところも、少し入れていただくということと、月収についても少しご集計をしていただきたいというものでございます。ほかは、いかがでございましょう。

○委員

ご苦労さまです。できたら、上位3つだけやなしに、全ての回答の項目でどれぐらいの希望があるのかというのをまた表していただきたいということが1つと。特に、やはり高齢の人が70代以上での親の同居というのが、やっぱりかなりあるな、十何パーセントあるなということで、この辺がどんな困難な状態になっていくのかというのをぜひとも把握したいので、その人は親が高齢で、特に本人が重度であったり、サービスの利用がなかなかできていない、外出ができていないというところをぜひクロス集計で、その生活状況を明らかにしていただきたいと思います。

施設入所者、あるいは病院入院者の生活も、分けて見たいなと。どういうニーズを持つてはるのか。これからの希望とか、外出の状況とか、その辺も見たいので、ぜひクロス集計で分けて出すというような話をしていただけたらなと思います。

そのクロス集計について、もしこうやってほしいと言うのでしたら、いつぐらいまでやったらいいんですかね。

○事務局

2週間ぐらいの間に言っていただければ。お願いいたします。

○大谷部会長

それを報告書として取りまとめる必要があるもんですから、申し訳ございませんが。

○委員

本来は、これのデータを見て、そこから問題点を浮かび上がらせて、委員の意見として、意見具申ですよ。それが、結局前やからということで、今回の進め方もどうかと思いますけれども。

○大谷部会長

はい、ご指摘いただいた点について。

○委員

この速報値を見ますと、障がい種別ごとに何か違いがあるような錯覚を受けるんですが、実はご存じのとおり、身体障がい者手帳をお持ちの方は圧倒的に高齢者が多い、知的障がいの方は若い人が多いということで、年代別の差が相当効いていると、たぶん読んだほうが私はいいんじゃないかなと思います。

その中で、少し驚いたんですが、2ページの知的障がいだけ、実は生活保護の方が一番お金をたくさん持っているというすごいデータやと。これはとてもショックでしたね。

○大谷部会長

ありがとうございます。いただいたご指摘、そのとおりかと思っております。統計上、やはり正常分布といいますか、一定の習性といいますか、その辺のバイアスが掛かります。どうしても、こういった調査をしますと、律儀な高齢者の方とか、身体障がい者の方の回答率が高くなると。それが全体を引っ張っていくということで、ニーズとしての捉え方というところでは、少しマイナス修正しなければ、全体象が見えてこないということがあると思います。

生活保護についても、これももう前から言われているとおりで、実際に生活保護に掛かる水準以下で暮らしている人の方が多いという。

こういったところも含めて、委員がこのあたりの調査のベテランでもございますので、ご意見を伺いながら。統計上表れることを、少しバイアスを掛けて、リアルニーズといいますか、こういったところに近づけていただく。そのためには皆さんの意見。そして、調査としての知識というところが両方伴って出てくるのかなとも思っているところでございます。

こういったところも含めて、次回最終のところでは皆さんにお示しをし、専門家としての委員のご意見も拝聴しながら調査の妥当性についても高めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと考えております。

ほかに何か、もし、ここで質問項目があればまた。ニーズ調査のことについても事務局で、2週間という限定付きでございますけれども。

○委員

全データはいつ示していただけるんですか、それなら。

○事務局

3月末の、次回の部会に向けて分析を進めていきたいと思っておりますけれども、随時できた段階で委員の先生方には情報提供等はさせていただきたいと思っております。

○委員

上位3つだけやなしに、全部の項目での回答をまず先に送ってもらって。

○大谷部会長

はい。少し押しまいますけれども、次回最終回のところでお示しをさせていただくことになるかと。ただ、最終的にはこういった施策の継続性もございますので、こういった調査が、したら終わり、あるいは報告をしたら終わりということではなくて、またこういった計画の中でどのように反映したかとか、検討も加えていくことになるんだろうと思っておりますので、この調査をどのように活用していくかというところに少し重点を置いた議論になるかと思っております。取りまとめと調査を含めて意見具申という形になりますので、ここのところをもう少し皆さんの目を入れながら、最終案として取りまとめをし、次回最終回に提示をさせていただきたいというところがございますので、ご了承をよろしくお願いしたいと思っております。

残り5分になりました。何か最後に一言、ここだけはということがあれば、お伺いしたいと思っておりますけれども、いかがでございましょう。はい。

○委員

すみません、さっき時間がなかったもので。防災について、福祉避難所のデータはかなりばらつきがありまして、堺は2カ所しかないんかなとか、東大阪は0やとか、すごいデータが出ているんですが、これをもう1回みんなに配っていただいて、事実そうなのかどうなのか、もう1回検証を急いでもらえますかね。きょう、防災は来てはりますか。危機管理。来ていない。

○事務局

すみません。いただいたデータも含めて、また危機管理室と相談させていただきまして、お答えさせていただきますので。

○委員

こんなに差があっていいんかなという。むちゃむちゃやないかという。

○大谷部会長

今、福祉避難所について、格差があるんじゃないかということでご指摘をいただいたところでございます。基本的には、こういったところも含めて、地域支援になってくるんだろうとも思っております。じゃあ、福祉避難所だけでいいのかというわけにはまいらないと。やはり、そういった地域生活、地域ぐるみの支援をどうつくっていくか。いくら制度、政策ができて差別が強ければその地域では住めないということになります。あるいは、そういった施設を相互利用しながら共生社会をどうつくり上げていくかというところで、

それぞれの知恵を出していく必要があるだろうとっております。

やはり、1つ問題は地域格差。ここが1つのポイントになってくる。スウェーデンでもそうですが、規制緩和を進めて、地域ごとに規制緩和をしましたけれども、やはり一番進まなかったのが障がい者施策ということで、エーデル改革が行われて、最低限の施策はこういう形で進めましょうということで、地域格差を是正してきた。そういう歴史的な流れもあるわけでありませう。

そういう意味から申し上げますと、こういった地域間格差、それぞれ市町村によっても、これからご尽力いただくわけでありませうけれども、こういったところを広域としてどういうふうにする。もちろん基礎自治体が基本ということになるわけでありませうが、サジェスチョンとか、あるいは他の府県の状態とか、情報提供をいただきながら、取り入れられるところは取り入れていただいて、こういったものを情報提供していく。

そのためのIT活用とか、それぞれの世界的な取組み。特に今注目されているのは、施策としてはベルギー、あるいはオランダの、地域丸ごと支える仕組みづくりということが、今一番。高齢の方でもチェックされているところでございませう。

そういった仕組みのシステムをどのように作り上げていくかというところが、次の課題かなと思っております。ちょうど今、時代の曲り角かなとも考えているところでございませう。

特に、地域生活支援拠点。面的整備ということで進められております。広く地域でおやりになっているわけですが、それぞれの施策がそれぞれ。高齢やったら高齢の施策、障がいやったら障がいの施策、そこのところではやるわけでありませうけれども、ネットワーク。例えばショートステイの利用という、今たちまち困るときに利用したい。

ところが、自分のところの利用。高齢やったら高齢の利用者、あるいは障がいの利用者、その方には情報提供ができるけれども、登録していない障がい者の方は枠外になってくる。

こうなってくると、地域丸ごとといったときに、やっぱりそういう登録しようがしまいが、必要な人に必要なデータを示せるような地域づくりをしていかないと、なかなかこれから大変だろうと思ってもいませう。

そういう意味では、面的整備の意義、役割というところも当然あるのかなと。そういったところもアピールしながら、拠点も当然整備が図られればよいとは思いますが、今のように蛸つぼのようなサービス提供のありようというものを、どうネットワークを作り上げて、メソレベル、大阪府レベルでこういうものをつなげていけるかというところも、1つの有り様であろうと思っております。基礎自治体をつなげて、どうネットワークをつかって、新たなシステムを構築していくかということが、次の障がい者施策のポイントになってくるかなとは思っております。

また、これから国も大きく施策が変わる。高齢の介護保険も含めて大きく変わってくる。そんな中で、障がい福祉計画、あるいは障がい福祉サービスをどのように地域丸ごとというふうにするか。ここのところが、腕の見せどころかなと思っております。

はい。お約束の4時になりましたので、これで第7回目の第4次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会については閉じたいと思います。あと、事務局でよろしく願いいたします。

○事務局

大谷部会長、委員の皆さま、どうもありがとうございました。本日、委員の皆さまから意見具申の案につきまして、たくさんのご意見をいただきました。最終回の部会につきましては、3月の末を予定しているのですが、それまでに修正案を作成させていただきまして、皆さまとやりとりをさせていただいた上で、最終回の部会でお諮りをするという形にしたいと思いますので、年度末忙しい折りですが、ご協力よろしく願いします。

なお、最終回の部会におきまして、本部会の意見具申案が取りまとまりますと、その後、親会であります障がい施策推進協議会にお諮りをして、最終的に案を取るという手続きがあります。この手続きにつきましては、年度明け、可能な限り早期に行いたいと思っておりますので、よろしく願いします。

取り急ぎ、最終回の正式な開催案内につきましては、近日中にお送りさせていただきますので、ご協力よろしく願いします。

それでは、以上をもちまして「第7回 第4次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会」を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(終了)